

令和7年度さぬき市ふるさとワーキングホリデー事業委託業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年度さぬき市ふるさとワーキングホリデー事業委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。なお、本事業は香川県が実施する「地域活力向上のための市町等総合交付金」の交付決定(5月末予定)をもって実施することとする。したがって、本公募型プロポーザルの各種手続中であっても、当該県交付金の交付決定に満たない場合は、実施されない可能性がある旨、留意すること。

## 1 業務名

令和7年度さぬき市ふるさとワーキングホリデー事業委託業務

## 2 業務の概要

- (1) 契約締結日から令和8年2月27日まで
- (2) 業務内容  
別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約上限金額  
金6,490,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 3 担当部署

〒769-2195 さぬき市志度 5385-8  
さぬき市総務部政策課  
TEL 087-894-1112 (直通)  
E-mail : seisaku@city.sanuki.lg.jp

## 4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

なお、プロポーザル方式への参加者が対象業務の契約締結までの間に、次のすべての要件に掲げる参加資格を有しなくなった場合又は提案書等に虚偽の記載を行った場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て及び民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (3) さぬき市税に滞納がないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっては、同様とする。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業所でないこと。また、特定の公職者又は政党を推進し、支持し、又は反対することを目的とした事業所でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (8) 令和7年4月10日現在において、国又は地方公共団体との契約に関し、指名停止を受けている期間がないこと。
- (9) 国又は地方公共団体等に対する同様の実務実績があること。

## 5 参加申込手続

### (1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。また、提出期限後の参加申込書等の変更は原則認めない。

なお、参加申込書等を提出した後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。

#### 1 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（任意様式・所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類（会社案内パンフレット等）を添付すること。）

ウ 業務実績書（様式2・類似実績一覧）

エ 誓約書（様式3）

オ さぬき市税に滞納がないことが分かる書類（令和7年4月1日以降の発行であること。）

#### 2 提出部数

1 部

3 提出期限

令和7年5月1日（木）正午必着

4 提出場所

「3 担当部署」に同じ

5 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにて、一括して提出すること。電子メールの場合は、担当部署に電話連絡の上、提出すること。

(2) 参加申込に関する質問

参加申込書等の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

1 質問の受付場所

「3 担当部署」と同じ。

2 質問の受付期間

令和7年4月17日（木）から令和7年4月24日（木）午後5時まで

3 質問方法

担当部署に電話連絡の上、質問書（様式6）を電子メールにより提出すること。（電話での質問は、受け付けない。）

4 回答の確認方法

令和7年4月28日（月）までにさぬき市公式ホームページ上に当該回答内容を順次掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/>

(3) 参加資格の確認等

1 参加資格要件の確認及び提案書提出の依頼

提出書類等の確認を行い、令和7年5月8日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

## 6 提案書の作成要領

提案書の提出を依頼された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

提案書の作成に当たっては、次の事項について提案すること。

1 基本的な事項

ア 庁内組織への支援体制、業務実施体制

本業務の責任者及び各業務の連絡窓口を明確に記載のこと

2 業務内容に関する事項

ア 参加者募集の具体的な手法

イ 参加者と受入企業のマッチング

ウ 参加者の宿泊場所や交通手段の確保

エ 事業期間中の参加者や受入企業への状況把握やフォロー

オ 交流イベント等で地域の魅力を伝える手法

カ 審査項目（別表）の「⑧事業効果 今後の展望」を明らかにする手法

(2) 提案書の書式

提案書の提出は、別添「委託業務仕様書」の業務内容を踏まえ、提案書には概ね以下の内容を記載すること

提案書表紙	様式 4
企画提案書	任意様式 ・ 審査項目（別表）について必ず提案を行うこと
業務工程表 スケジュール、業務フロー	任意様式 ・ 業者と市のそれぞれの分担を明示すること
見積書	任意様式 ・ 積算の内訳を記載すること
プレゼンテーション出席 報告書	様式 5

(3) 作成上の注意事項

- 1 原則 A 4 版とし、縦置き横書き（左綴じ）として製本すること。ただし、図表等表現の都合上 A 3 版の方が確認しやすい場合は、A 3 版にすることは差支えない。
- 2 両面印刷とすること。
- 3 提案書は 1 者 1 案とする。PR したいポイントや記載内容の理由など提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。

(4) 提出方法等

1 提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木） 正午必着（左記期間のうち休日は除く）

2 提出場所

「3 担当部署」と同じ

3 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

#### 4 提出部数

5部（正本1部、副本4部）※副本は、複写でも可。

#### (5) 提案書の著作権等の取扱い

- 1 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。
- 2 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- 3 市は、提案者から提出された提案書について、さぬき市情報公開条例（平成14年さぬき市条例第11号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

#### (6) 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

##### 1 質問の受付場所

「3 担当部署」と同じ。

##### 2 質問の受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月15日（木）午後5時まで

##### 3 質問方法

担当部署に電話連絡の上、質問書（様式6）を電子メールにより提出すること。（電話による質問は、受け付けない。）

##### 4 回答

令和7年5月19日（月）までに提案者に電子メールにより回答する。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 契約上限金額を超える提案をした場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 8 提案書の審査及び評価

### (1) 審査及び評価

審査は、さぬき市職員で構成する審査員（以下「審査員」という。）において行うものとする。

### (2) 審査方法

審査は、提案内容をより理解するため、提案書等に係るプレゼンテーション及びヒ

アリングを次のとおり行う。

## 1 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分（準備時間を除く。）  
質疑10分の計30分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いたスライドの使用は可能とする。なお、スライドを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンに関しては本市で準備をするが、その他必要な機器は、プレゼンテーション参加者において用意すること。

ウ プレゼンテーション等の入室は3名までとし、提案書の説明は、本業務を主担当する者が実施すること。

エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

## 2 実施日及び場所

令和7年5月29日（木）さぬき市役所本庁を予定。（対面に限る。）

※時間等詳細については、別途通知する。

### (3) 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、審査項目については、別表で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

### (4) 受託候補者の特定方法

審査員において、(3)の審査項目及び評価基準を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各審査員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の提案者が2者以上いるときは、審査員の合議により受託候補者を特定する。なお、提案者が1者のみの場合に当たっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託候補者に適していると認められる場合は、その者を受託候補者として手続きを行う。

### (5) 審査結果の通知

1 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

2 審査結果については、プロポーザルに参加した提案者全員に書面で通知する。

なお、審査結果については、公表しない。また、審査内容及び審査結果に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。

### (6) 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項をさぬき市公式ホームページに公表するものとする。

- 1 業務名
- 2 業務内容及び業務期間
- 3 受託者の名称及び所在地

## 9 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 支払条件

精算払いとする。

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、原則契約金額以外の費用を負担しない。
- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

## 11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

申込み	4月17日(木) 公募開始 4月24日(木) 参加申込に関する質問提出期限(順次質問回答) 5月1日(木) 参加申込書提出期限 5月8日(木) 参加資格の結果通知及び提案書提出依頼 5月15日(木) 提案書作成に関する質問提出期限(順次質問回答) 5月22日(木) 提案書等の提出期限
審査	5月29日(木) プロポーザル審査(プレゼンテーション等) 6月3日(火) 審査結果の通知(予定) 6月上旬 受託候補者と契約締結(予定)

(別表)

令和7年度さぬき市ふるさとワーキングホリデー事業委託業務  
審査項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

審査項目		評価のポイント	配点
実施体制	①業務実施体制	さぬき市、受入企業等との連絡調整を確実に実施し、参加者の活動状況把握など業務を適正かつ確実に実施できる人員体制か。	10点
	②役割分担 スケジュール	・さぬき市と提案者の役割分担が明確であり、現実的な業務量であるか。 ・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールか。	10点
	③業務実績	過去5年間に同種または類似する業務の実施経験を有し、一定の成果を挙げているか。	10点
提案内容	④実施方針	・ふるさとワーキングホリデーの特性をはじめ、本業務の目的や内容を理解しているか ・その実現に有効な方針が示されているか。	10点
	⑤受入体制 の整備	受入企業、宿泊場所、移動手段の確保など、目標参加者数を受け入れる体制の確実な整備が見込めるか。	10点
	⑥地域交流 プログラム	参加者が地域の暮らしを体感できるプログラムが提案されているか。	10点
	⑦参加者の募集 マッチング	目標参加者数の参加が見込める具体的な募集方法や、円滑な受入となるマッチング方法が提案されているか。	10点
	⑧事業の効果 今後の展望	本事業の効果を明らかにするとともに、事業後においても、参加者を含む県外在住の若者の関係人口や移住希望の可能性を高めることが見込める手法が示されているか。	20点
	⑨参考見積	提示された見積金額に基づき評価する。	10点
合計			100点